

## 公 募 公 告

当局において下記に掲げる業務の発注を行うにあたり、申込書等の提出を招請する公告を実施します。

平成 30 年 3 月 9 日

分任支出負担行為担当官  
東京港湾事務所長 辻 誠治

1. 業務名  
東京港湾事務所乗用自動車による旅客運送
2. 契約期間  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
3. 業務の内容  
本業務は、当局が指示する日時及び区間における乗用自動車による旅客運送を行うものである。
4. 公募に参加する者に必要な要件に関する事項
  - (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
  - (2) 国土交通省関東運輸局から道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可を受けている者であること。
  - (3) 東京都特別区内に営業所を有していること。
  - (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再審査を受けたものを除く。)でないこと。
  - (5) 関東地方整備局から指名停止を受けていないこと。
  - (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
5. 公募説明書の配布日時及び場所
  - (1) 配布日時  
平成 30 年 3 月 9 日から平成 30 年 3 月 23 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 30 分から 17 時 30 分まで
  - (2) 配布場所  
〒136-0082 東京都江東区新木場 1-6-25  
東京港湾事務所 品質管理課 契約審査係 電話 03-5534-1361  
その他東京港湾事務所ホームページ(<http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/tokyo/>)からダウンロードすることも可能。

## 6. 申込書の提出期限及び場所

### (1) 提出期限

平成 30 年 3 月 23 日 18 時 00 分まで

### (2) 提出場所

5. (2) に示す場所に、持参又は郵送もしくは託送により提出すること。(郵送、託送による場合は書留郵便等の配達記録が残る手段に限るものとし、上記提出期限までに到達することを要する。)

## 7. 契約者の決定方法

申込書等必要書類を提出した者のうち、上記 4. に掲げた条件を満たす全ての者と契約する。

## 8. 契約書の作成の要否 要

## 9. 申込書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な要件を満たさない者の申込書等は無効とする。

## 10. その他

(1) 申込書等については、日本語で記載すること。

(2) 本手続についての照会窓口は、5. (2) に同じ。

(3) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る平成 30 年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件に行うものである。

(4) 暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(5) 詳細は説明書による。

# 公 募 説 明 書

下記に掲げる業務に係る公募公告の詳細は、下記のとおりです。

## 1. 業務名

東京港湾事務所乗用自動車による旅客運送

## 2. 契約期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

## 3. 業務の内容

本業務は、当局が指示する日時及び区間における乗用自動車による旅客運送を行うものである。

## 4. 本公募に参加する者に必要な要件に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省関東運輸局から道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可を受けている者であること。
- (3) 東京都特別区内に営業所を有していること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再審査を受けたものを除く。)でないこと。
- (5) 関東地方整備局から指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 5. 申込書等の提出

4. に掲げる公募に参加する者に必要な要件を有することを証明するため、申込書（別紙様式 1）並びに 4.（2）、（3）の要件を有することが分かる資料の写しを提出すること。

## 6. 申込書の提出期限及び場所

### (1) 提出期限

平成 30 年 3 月 23 日 18 時 00 分まで

### (2) 提出場所

以下に示す場所に持参又は郵送もしくは託送により提出すること。（郵送、託送による場合は書留郵便等の配達記録が残る手段に限るものとし、上記提出期限までに到達することを要する。）

〒136-0082 東京都江東区新木場 1-6-25

東京港湾事務所 品質管理課 契約審査係 電話 03-5534-1361

## 7. 契約者の決定方法

申込書等必要書類を提出した者のうち、上記 4. に掲げた条件を満たす全ての者と契約する。

8. 契約書の作成の要否等

別添契約書（案）により契約書を作成するものとする。

9. 申込書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な要件を満たさない者の申込書等は無効とする。

10. その他

(1) 申込書等については、日本語で記載すること。

(2) 本手続についての照会窓口は、6. (2)に同じ。

(3) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る平成 29 年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件に行うものである。

(4) 暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(5) 本説明書に記載なき事項については、別添仕様書のとおりとする。

様式 1

申 込 書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
東京港湾事務所長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
担当者氏名  
電話番号

印

平成 30 年 3 月 9 日付けで公募公告のありました「東京港湾事務所乗用自動車による旅客運送」に係る公募に参加する者に必要な要件について審査されたく、下記書類を添えて申込ます。なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- |                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 1. 公募説明書 4. (2) の要件を満たすことを証明する資料 | 別添のとおり |
| 2. 公募説明書 4. (3) の要件を満たすことを証明する資料 | 別添のとおり |

## 運 送 契 約 書 (案)

1. 契 約 名 東京港湾事務所乗用自動車による旅客運送
2. 運 送 区 間 甲の指示による区間
3. 契 約 期 間 自 平成30年 4月 1日  
至 平成31年 3月31日
4. 契 約 料 金 別紙のとおり
5. 契 約 保 証 金 免 除

上記の契約について、発注者 分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 辻 誠治  
(以下「甲」という。)と受注者  
(以下「乙」という。)とは、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によ  
って運送契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総 則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の運送契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙仕  
様書に従いこれを履行しなければならない。

2 この契約書及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、旅客運送をするために必要な一切  
の手段については、乙が定めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはなら  
ない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(契約の変更)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、契約内容を変更するこ  
とができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して契約期間を  
変更し書面をもって定める。

2 乙は、認可料金に変更が生じたときは、すみやかに書面をもって甲に通知し、甲乙協議し  
て料金を変更するものとする。

(一般的損害)

第4条 運送中における損害は、乙が一切負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第5条 運送中における第三者に及ぼした損害は、乙が賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(修理費等)

第6条 運送のための運転材料及び修理費等は一切乙の負担とし、車両故障等の場合は代替車を配車するものとする。

(運送の証明)

第7条 甲は、運送の都度、乙の指定する乗車票等に必要な事項を記載して乙に交付するものとする。

(代金の支払)

第8条 乙は、運送料（以下「代金」という。）の請求については、給付した当月分を取りまとめ請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

(第三者による代理受領)

第9条 乙は、甲の承諾を得て代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をしなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第10条 甲の責に帰すべき理由により、第8条第2項の規定による代金の支払が遅れた場合に

においては、乙は未受領金額につき遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一. 乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

二. 第13条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 乙は、前項の規定により契約が解除された場合において、これにより甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

第12条 甲は、契約期間内に、前条に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

第13条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により契約を履行することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(紛争の解決)

第14条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議がととのわない場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲乙協議して選定した第三者にその解決のあっせんを依頼するものとする。

(補 則)

第15条 この契約書に定めのない事項については、道路運送関係法令の定めるところによるものとし、必要に応じて甲乙協議して定める。



上記のとおり契約した証としてこの証書2通を作成し、甲乙各自保管する。

平成 年 月 日

発注者 住所 東京都江東区新木場1-6-25  
氏名 分任支出負担行為担当官  
東京港湾事務所長 辻 誠治 ㊞

受注者 住所  
氏名

## 東京港湾事務所乗用自動車による旅客運送 仕様書

### 1. 概要

本業務は、本仕様書により、乗用自動車による旅客運送をするものである。

### 2. 運送区間等

当局の指示する日時及び区間とする。

### 3. 履行期間

平成30年4月1日より、平成31年3月31日までとする。

### 4. 契約料金

関東運輸局認可の運賃及び料金とする。

### 5. 損害等の負担

運送中における損害及び運転材料並びに修理費等は受注者の負担とする。

### 6. 検収

本業務の検収は、当局係官の検査合格をもって検収とする。

### 7. 支払

代金の支払いは、毎月末に締め切り、受注者の適法な請求書を当局が受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

なお、請求書には以下の書類を添付するものとする。

- 1) 当局の使用者が記入し、乗務員に渡した使用済みタクシー乗車券またはその写し
- 2) 請求金額の内訳として、使用済みタクシー乗車券毎の明細書

### 8. 旅客運送における遵守事項

- (1) 乗務員は、当局の使用者が降車する時には、領収書またはそれに代わる使用金額が確認できる書面（以下「領収書等」という。）を使用者に漏れなく手交すること。
- (2) 乗務員は、当局の使用者がタクシー乗車券に使用料金等を記入するために、筆記具の貸与を申し出た際、鉛筆を避けてボールペン等の貸与に努めること。
- (3) 乗務員は、当局の使用者が、タクシー乗車券の次の必要項目に係る記入欄・記入枠が不足する場合において、当該タクシー乗車券の余白及び裏面等に補足的に記載した際、その記載内容を消去することなく、その記載を認めるものとする。

- 1) 使用者氏名、相乗り者氏名
  - 2) 使用日、乗車時間、下車時間
  - 3) 乗車地、経由地、降車地
  - 4) 使用料金（有料道路料金、高速料金を含む）
- (4) 受注者は、各乗務員に対して、(1)、(2) 及び (3) の点を十分に周知すること。
- (5) 受注者は、当局の利用者がやむを得ず領収書等を紛失した場合に、当局の担当職員または当局の利用者から再発行を求めることがあり、この場合は必ずその申し出を受けなければならない。
- なお、この場合に再発行する領収書等は、通常の降車時に手交する書式に限定するものではない。
- (6) 乗務記録の開示への協力
- 個々のタクシー使用に係る状況・実績等については、今後、会計検査院等国の機関等からの開示等の協力依頼が見込まれることから、「旅客自動車運送事業運輸規則」（昭和31年8月1日運輸省令第44号）第25条に規定する「乗務記録」について、当局から文書により、当該記録の開示の協力を求める場合がある。
- なお、この場合の当局から受注者に対する協力依頼は、行政庁としての公権力の行使によるものではないことから、当該時点において、受注者として協力できない場合には、その理由について、書面にて届け出る必要がある。

## 9. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。
- (3) (1) 及び (2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

## 10. その他

各項以外に生じた事項については、両者協議のうえ決定するものとする。

以 上